

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第108回）議事録

（令和3年9月14日（火）
10時00分～12時00分
WEB会議）

〔出席者〕

（委員）石井委員、井上委員、大木委員、神吉委員、川口委員、黒崎委員、島田委員、戸田委員、根岸委員、浜田委員、松岡委員、南田委員、眞嶋委員、村田委員、毛受委員
（計15名）

（文化庁）柳澤国語課長、堀国語課長補佐、津田地域日本語教育推進室室長補佐、
増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第107回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「日本語教育の参照枠」報告（案）
- 3 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き（案）
- 4 「日本語教育の参照枠」の広報素材について
- 5 「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールについて

〔参考資料〕

- 1 日本語教育小委員会（第21期）における審議内容について
- 2 「日本語教育の参照枠」関連の閣議決定等
- 3 令和4年度文化庁国語課日本語教育関連概算要求資料

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から配布資料2「日本語教育の参照枠」報告（案）の変更点の説明の後、質疑を行った。
- 3 配布資料3「「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き（案）」、配布資料4「「日本語教育の参照枠」の広報素材について」及び配布資料5「「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールについて」事務局から説明を受けた後、質疑を行った。
- 4 事務局から参考資料3「令和4年度文化庁国語課日本語教育関連概算要求資料」の説明後、質疑を行った。
- 5 次回の国語分科会は10月12日（火）午前10時から開催予定であることと、次回の日本語教育小委員会は12月16日（木）午前10時から開催予定であることを確認した。
- 6 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○石井主査

定刻となりましたので、ただいまから第108回日本語教育小委員会を開催いたします。議事に入る前に、本日の定足数と配布資料の確認をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日は委員15名全員に御出席を頂いております。配布資料が全部で5点、参考資料が3点、委員会限りの机上配布資料が4点という構成になっております。委員会限りの机上配布資料を除

く資料は文化庁ホームページにて公開しております。以上です。よろしくお願いいたします。

○石井主査

配布資料1の前の議事録(案)ですが、修正がある場合には、本日から1週間以内をめどに事務局までお知らせください。また、議事録の確定については私、座長に御一任くださいますようお願いいたします。

早速ですが議事1に移りたいと思います。「日本語教育の参照枠」取りまとめに向けて、です。本日は「日本語教育の参照枠」の最終まとめに向けて審議を予定しております。令和元年から約3年間議事を重ねてきておまして、さきに日本語教育小委員会として取りまとめた一次報告と二次報告を併せ、漢字を含む文字に関する記述及び今後の検討課題などを追記し、一つの報告として来月の国語分科会に諮る予定とのことです。

事務局から配布資料2について、まず御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

配布資料2「『日本語教育の参照枠』報告(案)」をお手元に御用意ください。この報告は既に公表されている「日本語教育の参照枠」の一次報告と二次報告を一冊に合わせたものとなっております。前回の御審議の後の変更点を赤字で記載しております。その部分を中心に御説明させていただきます。

まず、目次を御覧ください。2章の「8、漢字を含む文字の扱いについて」も前回のヒアリング等における検討内容を反映させ、数ページ追記しております。「9、今後に向けた検討課題について」にも新たな課題を追記しております。

4章の参考資料、102ページからになります。「生活者としての外国人に対する日本語教育のための標準的なカリキュラム案」についてですが、現在、生活Can do作成に向けたワーキンググループで検討を行っており、別途本年度末を目途に報告を取りまとめることを予定していることから、参考資料からは抜いております。

次に、文言について次に御説明申し上げます。

まず7ページを御覧ください。これは3、「日本語教育の参照枠」が目指すものの(2)「日本語教育の参照枠」を作成するに当たっての方針に幾つか加筆しております。まず1点目が、日本語の特徴である漢字を含む文字について別に取り上げるということで、一つ項目を入れております。

また、二つ下の丸ですが、この「参照枠」で扱う日本語はどういうものなのか、そして対象とする人はどういう人なのかということがよく分からないという御指摘を多方面から頂いております。そういったこともありまして、二つ追加しております。

まず一つ目は、「日本語教育の参照枠」で扱う日本語は、日本語を母語としない者が第二外国語として学ぶ際の外国語としての日本語であるということです。これが、こういった「参照枠」を取りまとめるのが初めてということもあり、そもそも国語と日本語の違いであるとか、日本語においても誰でも使えるものなのか、年少者の言語の習得とはどういう違いがあるのか、そういったものがよく分からないといったお声がありましたので、少し整理をするために追記したものでございます。この児童生徒に対する日本語指導については16ページにも、前回同様、コラムを残してはおりますが、改めて方針のところに書かせていただいたということでございます。

続きまして14ページを御覧ください。こちらは言語能力記述文に関する記載でございます。これについては項目を追加しております。まず、14ページ一番上でございますが、「日本語教育の参照枠」に記載されている「日本語教育の参照枠Can do」493項目をお示しするこ

とをうたっております。また、変更点はどういうところにあったのかというものが今まで脚注にありましたが、そうではなく、本文の中に43項目について修正を加えた旨明記いたしました。

また、枠内に囲っておりますように、「日本語教育の参照枠」を使っていただく方は、次のページの図1、全体的な尺度等々の説明がございますが、こちらのレベルに基づいて、生活・留学・就労等の分野別のCan do、現場Can doを作成することが出来るとしまして、その例となるものを、最近出来た新しいもの、またこれから作ろうとしているものを四角の中に例示しております。

まず一つ目が、国際交流基金で開発いただいている「JF生活日本語Can do」381項目の御紹介。そして2点目が、厚生労働省で取りまとめをいただいた「就労場面に必要な日本語能力の目標設定ツール」の中に示された49項目の「就労Can doリスト」についてです。最後に、文化庁で今策定を行っております「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」の「生活上の行為の分類」を基にした、A1からB1（一部B2レベルを含む）の「生活Can do」の作成。この三つの例を現場Can doの例として掲載させていただいたところでございます。

次に16ページを御覧いただきたいと思います。これら様々な現場Can doが出来ておりますが、最後のまとめとして、今後、「日本語教育の参照枠」に基づき、国内外の就労、就学・進学、学術研究、あるいは子育て等、広範な分野、多様な現場において一定の質が担保された言語能力記述文が開発され、それを参照した教育モデルが普及することが期待されるということを書いております。

続きまして、ここからはCan doの一覧が掲載されているのですが、それを少し飛びまして66ページを御覧ください。66ページから第8としまして、漢字を含む文字の扱いについて記載しております。全部で五つの項目に分けて記載させていただきました。

まず一つが、「日本語教育の参照枠」において漢字を含む文字を取り上げることについて。2点目、下段ですが、(2)「日本語教育の参照枠」における文字の扱いについて。67ページに移りまして、(3)「基礎漢字」の選定について整理しております。また68ページには基礎漢字の一覧を追加でお示ししております。これについても赤字で記載しております。オレンジ色の部分です。基礎段階の言語使用者に求められる基礎漢字には、個々の学習者にとって必要な漢字を選定して加える必要があると。そこには例として本人や家族の氏名、住所、地名、所属などといった例示も分かりやすく追記しております。

続きまして69ページ、(4)漢字学習の方針について。ここについても新たな御意見を頂いておりますので、2点追記いたしました。まず一つ目です。書くことについては基本的には住所・名前を中心に、学習者が真に書く必要があるものにとどめるなど、段階を追った指導計画が望ましいということ。しかし、書くことによって字形を認識できるようになることもあるため、必要に応じて書く活動を取り入れることも有効ということを追加しました。

また最後から二つ目です。学習者が漢字圏出身者か非漢字圏出身者かによって漢字学習における留意点異なる旨、追記しております。指導する上で留意する必要がある、特に非漢字圏学習者の場合、発音や意味の面で母語の干渉を受けやすく誤用が生じやすい点について、指導する際に配慮が必要だという旨を追記しました。

また70ページを御覧ください。(5)漢字に関する今後の検討課題についてです。「『書くこと』については、日常生活の中で電子メールやSNSなどテキストでのやり取りが増え」という欄でございますが、ここには国語分科会報告で「分かり合うための言語コミュニケーション」で示された「打ち言葉」についても紹介させていただき、これについては来年度から検討予定のCEFR 2020補遺版において設定されている「オンラインでのやり取り」「テキストの仲介」について検討が必要ということで追加させていただいたところでございます。

次に71ページ、第9としまして、「参照枠」の今後に向けた検討課題について2点追記しております。まず⑨オンラインを含む新たな言語活動への対応。そして⑩漢字使用状況等を踏まえた漢字学習の在り方等に関する検討。こういったことが更に追加で検討する必要があるという御提言を頂いて加筆したものでございます。

72ページから日本語能力評価についてですが、こちらについては大きな変更は特段加えておりません。参考資料についても並びを変更しまして、最も問合せが多く来るであろう、言語能力記述文の作成方法また検証手法に関するガイドラインを少し前に置いたところでございます。

大きな変更点は以上となります。よろしくお願いいたします。

○石井主査

事務局の方から大変いろいろな、先ほどからの御説明を頂きました。150ページという大部な資料となっておりますので、章ごとにこれから検討していただきたいと思っております。まず「はじめに」から1章までの御検討をお願いします。1の現状、2の課題、3の「参照枠」が目指すもの、そして4のCEFRを参考とすることについて、8ページまででお気付きの点がありましたら、あるいは加筆・修正が必要であると思われるものなど、御意見を是非お願いいたします。

井上委員、お願いします。

○井上委員

「はじめに」の右側のページの上から2行目ですが、「総合的対応策」は令和2年7月14日改訂以降も改訂を重ねていると思うのですが、これは最新のものでなくてもいいのでしょうか。

もう一点は、下から2番目のパラグラフで「一方、平成25年、文化審議会国語分科会で云々」とある段落ですが、この平成25年の昔の話が最後におまけのように出てくるところは、構成としてどうなのかと思いましたので、前の段階で入れるようにした方がいいのではないかと思いました。

○石井主査

ありがとうございます。神吉委員。

○神吉委員

井上委員と関連して、私も「はじめに」の左側のページもいろいろな統計の数字とかが既に新しいものが出ていますので、これは公開段階で最新のものに差し替えるのか確認をしたいと思いました。

○増田日本語教育調査官

「はじめに」の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」については確かに平成30年のものが掲載されておりますが、これは初めに「日本語教育の参照枠」に関して取り上げ、作成・検討すべきと書かれたことから、ここに示しております。その後の改訂版にも言及されていきますので、そのことが分かるよう記載を改めたいと思っております。

平成25年のワーキンググループ報告に関しましては記載場所について検討させていただきたいと思っております。

また、神吉委員に御指摘いただきました資料の数値についても、これから関係各省庁に更にデータの掲載できるもの、また掲載しているデータの更新等を御依頼して、国語分科会までに最新のデータに更新いたします。

○石井主査

浜田委員、どうぞ。

○浜田副主査

7ページになります。今回新しく書き加えてくださったところの最後の二つの項目です。

まず、日本語が誰を対象にしたものかについて、日本語を母語としない者が第二言語として学ぶ際の外国語となっているのですが、私たちが教科書で習ったときは、第二言語と外国語は違う扱いをするものと習いました。そのような考え方で読む読者も多いということを考えますと、例えば「第二言語または外国語として学ぶ場合の」のようにしていただくのはどうでしょうか。

もう一つ、最後の丸のところですが、「外国にルーツを持つ児童・生徒等に対する指導」とあるのですが、児童生徒は日本の学校教育の制度の中の子供を指す言葉です。ただ、この全体を見ますと、例えば海外で継承語として学ぶ子供たちも含まれていますので、その辺りの言葉遣い、又後の方にも出てくるのですが、少し整理をしていただけたらと思います。

○石井主査

今の御指摘について補足、あるいは又別の御意見などございますか。特にないようであれば、浜田委員の御意見を踏まえて事務局で文言を整えてください。お願いします。

ほかによろしいでしょうか。なければ次の2章に移ります。9ページの1、構成、特に14ページの言語能力記述文については赤字を加筆しております。17ページの2の日本語能力観と六つのレベル、それから22ページから3の全体的な尺度、4の言語活動別の熟達度、5からは活動・方略・テキスト・能力C a n d oの一覧が続いていきます。66ページから8の「漢字を含む文字の扱いについて」として新たに5ページ、最後にページが追加されております。最後は71ページの今後に向けた検討課題となっております。

この部分について御意見をお願いいたします。村田委員、どうぞ。

○村田委員

2点申し上げたいと思います。一つ目は14ページの上から三つ目の白い丸で、この「参照枠」を使って各現場に合ったC a n d oを作っていくということですが、それは本当に推奨されることですし、奨励していくべきことだと思っております。恐らく、その例示として四角の枠の中に囲んだ三つのポイントを挙げていただいているのだと思います。

私ども国際交流基金の成果物を御紹介していただいているのは大変ありがたいのですが、これはC E F Rを参照したものであり、「日本語教育の参照枠」を参照したものではありませんので、「参照枠」を参照した事例ということになりますと、若干事実と齟齬があるという印象を持ちました。何か一言加えていただければと思います。

2点目は16ページの一番上の白丸です。「日本語教育の参照枠に基づき国内外の」とありますが、やはり海外の方がよりどころにするのはC E F Rだと思います。「参照枠」はC E F Rにはない漢字などもありますので、日本語教育の方は「参照枠」を参考にすることもあると思うのですが、ほかの外国語教育との並びもあり、この記載は、海外の現場に混乱をもたらす可能性があるのではないかという点を危惧いたします。

○石井主査

村田委員の御提言について委員の皆様のお考えがありましたらお願いします。島田委員、お願いします。

○島田委員

私も違和感を持ったところです。まず、「日本語教育の参照枠」とCEFRの関係と、既に出てきている能力記述文の関係についてですが、「日本語教育の参照枠」の下に位置付けられるものではないので、その記載方法については村田委員のお考えに私も同意いたします。

もう一つ気になったのは、「JF生活日本語Cando」も、厚労省の就労Candoも、それからこれから出てくる「生活Cando」も、かなりの大規模な体制の中で、かつ調査を踏まえて、信頼性もある程度きちんと担保した形で出来上がったものなので、それを各機関や現場で作る「現場Cando」と一緒にしていいのでしょうか。ややレイヤーが違うCandoではないかという点が気になりました。村田委員の御意見に追加で御提案いたします。

○石井主査

村田委員、島田委員の御意見についてもいかがでしょうか。どういう形を考えるべきか。松岡委員。

○松岡委員

私も同じ感想を持ちました。現場Candoは領域別のCandoから出てきた言葉であると思うのですが、その辺りがどのように解釈されるのか気になりました。

それから「作成することができる」という言い方ですが、「作成することが期待される」ぐらいでいいのではないかと思います。

○石井主査

重要なポイントかと思imasるので、事務局としてはいかがですか。

○増田日本語教育調査官

ご意見ありがとうございます。例示については、分野別Candoと現場Candoを整理して書き分けられるよう工夫したいと思います。

また、三つの分野別Candoは、あくまで多くの機関に活用いただくための例と考えております。15ページにありますように、「生活Cando」「留学Cando」「就労Cando」の下にそれぞれ各機関・団体別に作成される「現場Cando」が並ぶというスキームを審議会の議論を経てお示ししております。こういったところについて14ページにおいても誤解のないよう書き方を工夫していきたいと思imas。修正案を委員の皆様にご確認いただきたいと思imas。

○石井主査

神吉委員、どうぞ。

○神吉委員

この14ページの上から三つ目の丸に「自由に作成することができる」とありますが、ここに「参照枠」から選択することも出来るし、それを参考にして作成することも出来るという書き方をした方がいいのではないのでしょうか。今の枠囲みの扱いも再考し、文言として、選んだり新しく作ったりできるということが記載されるといいと思imas。具体的な文言はお任せいたします。

○石井主査

南田委員、お願いします。

○南田委員

私も分野別の言語能力記述文、C a n d oがあるのが大きな特徴であり重要だと思うので、分野別C a n d oで既存のものがあるということが分かるが良いと思いました。この枠囲いの部分のC a n d oは、発表されているものがあるのだということが分かると思います。

また、今は、「J F日本語教育スタンダード」だけが参考資料で取り上げられていますが、可能であれば厚労省の就労C a n d oも参考資料として取り上げていただくと、読んでいる方もイメージが湧くのではないかと思います。

○石井主査

一つよりも、複数併存しているということを示す意味でも大事なメッセージだと思います。神吉委員、お願いします。

○神吉委員

南田委員の話を伺って思ったのですが、例として示すC a n d oは、世の中にいろいろなC a n d oがある中で、なぜこれらを例として掲載しているのか説明が必要ではないかと思えます。これらは基本的には国の事業の一環として作ったものという理解、位置付けでよろしいでしょうか。そのことが分かりやすく説明してあると良いと思いました。

○石井主査

基本的に、これでなければいけないという一つのC a n d oのセットがあると考えたことではないですね。どのぐらいの幅で説明が出来るかも考える必要があると思いました。説明がなかなか難しいところではありますが。

ここ日本語教育小委員会で十分に練って作成したC a n d oが、いろいろなところで使われているC a n d oと併存して構わないという気持ちもある一方、日本語に関して一定の枠組みを整備していく段階においては、質の問題についても考慮したものを示すことが望ましいと思います。その辺り、どうでしょうか。

○戸田委員

皆様の御発言を伺っていて感じていたことは、「参照枠」に具体的な「生活C a n d o」や厚労省の「就労C a n d o」が載っていることは大変参考にはなるのですが、例えば留学C a n d oも使われていると思うので、例を増やすか、なぜこの三つを選んだかについての説明があった方がよいと思います。

○石井主査

ほかの方、いかがでしょうか。大木委員、お願いします。

○大木委員

「参照枠」の位置付けについて、再度確認させていただきます。特に行政法や行政手続の観点からどのように位置付けられるかについて、調査審議を始めた当初の段階で事務局へお尋ねしたことがあります。その際の回答は、「参照枠は法的拘束力を持たないガイドラインとして示すも

ので、従わなかったからといって行政罰を受けるものではなく、あくまで自主的な利用を促すもの」とする主旨だったと記憶しています。

参照枠の「はじめに」の部分を読みますと、「各試験が判定する日本語能力についての共通の指標を整備し、利用できるようにすることが必要」という問題意識があり、いわば実態が先行している中で主務官庁としてはそれを後追いする形で整理し、全体として調和の取れた状態を指向したと受け止めています。

今回の報告を取りまとめた後は、アウトリーチをして広く様々な関係者による利活用を期待するということですね。それが次の議事である活用のための手引等の議論の目的でもあると思っています。認識の違いがあれば、この機に御指摘賜りたいと思います。

○石井主査

ありがとうございます。この枠組み自体が、日本語教育を行う上で、絶対これを使わなければいけないという制約があるわけではないかもしれませんが。しかし審議会で、ワーキンググループや調査研究など関わってくださった皆さまの大変の労力・能力をつぎ込んで作られた報告であるわけですから、国として活用を推進するのは当然のことだと思います。同時に、民間でそれぞれの学習者を想定しながら新たに開発していくことも当然、同時に行われてしかるべきとも思います。その辺りについて事務局としてはどのようなお考えが何かありますか。

○増田日本語教育調査官

大木委員の御意見のとおり、私どもも同じ認識でございます。「日本語教育の参照枠」は参考資料3にも閣議決定等の抜粋を掲載しておりますが、政府からの要請を受けて取り組んできたものでございます。委員の皆様にも相当厳しいスケジュールの中で御審議をいただきまいました。

拘束力は持たないまでも、例えば政府が必要な日本語の試験や教育プログラムを選んだり、一定の教育内容を確認することが必要になった場合に、このような共通の枠組みがあることによって、多くの試験や教育プログラムが活用されやすくなりますし、多様な日本語教育の現場で一定の質が担保された様々な教育モデルの開発が促進されることを期待しております。

C a n d oの例の掲載については事務局内でも、掲載について様々な意見がありました。一部になるなら載せない方がいいのではないかと考えました。ですが、南田委員の御指摘のように、既に出来ていて参照できる事例があり、多くの方に参考にしていただくには掲載した方がいいであろうということで、国による施策・取組として作成されたものについて三つ挙げさせていただいたものです。国の施策によって作られたC a n d oの例であることが分かるように記載させていただきたいと思います。

ほかにもこういった分野別C a n d oの事例として掲載すべきものがあれば情報をいただきたいと思います。神吉委員の御指摘のように、選択したり自由に作成したりして現場C a n d oが出来ていくというメッセージが伝わりにくい内容になっていた点については改善し、日本語教育業界として各分野の参考になるC a n d oが開発されるよう、新たな事業を立ち上げて活用を推進していく所存です。

○石井主査

「日本語教育の参照枠」とこれらの事例が掲載され、多くの日本語教育関係機関及び日本語教育に携わる関係者が安心して御利用いただけると良いと思います。

ほかに何か御意見、御質問などがおありでしたら、お願いします。

○浜田副主査

16ページのコラムです。子供に対する「日本語教育の参照枠」の適用については慎重になるべきだということを書いていただき、大変重要なことが書かれていると思うのですが、一番最後に、「日本語教育の参照枠」に示された言語能力記述文を参照する際には、それが適切かどうかを見極めるようにとあります。CEFRには、子供向けの言語能力記述文が提案されていると思いますし、「日本語教育の参照枠」では将来にわたって子供向けの言語能力記述文を加えないということではないと思います。例えば「現行の『日本語教育の参照枠』」のように限定を付けて書いていただけると良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

○石井主査

確かに浜田委員の御指摘のとおりだと思います。事務局、いかがですか。

○増田日本語教育調査官

御指摘ありがとうございます。浜田委員も有識者として関わっていただいている文部科学省の「高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議」で審議が行われ、この「日本語教育の参照枠」が高等学校等の日本語教育で活用いただける部分もあるのではないかと思います。現行の記載ですと、そういった可能性を狭めてしまうようにも思いますので、「現行の」というような文言を加えて、改善を試みたいと思います。

○石井主査

この件について、眞嶋委員、コメントをお願いできますか。

○眞嶋委員

ここは、説明をかなりスリムにした経緯がありましたので、もう少し記載できればと思います。CEFRで扱っているのは、主に各国の外国語としての言語教育をどう進めていくか、義務教育修了段階でどのぐらいを目指すかといった問題に結び付く話を中心なので、例にありますように7歳以上の子供たちに関する検証について不十分かと個人的には思いますが、行われています。

今、日本で混同されてしまうと困るのは、日本で生まれ育つ外国ルーツの子供たちについて、母語がまだ確立していないのに、CEFRを持ってきて日本語の能力がどうであると言われてしまうことです。バイリンガル教育として母語と日本語を両方身に付けたいと思う人と、既に母語は確立している、例えば高校生以上の成人の場合とを同じ物差しで測ることの危険性があるのです。このことは「日本語教育の参照枠」の活用のための手引きにも書かせていただきたいと思っています。

ここでは、先ほど事務局もおっしゃったように、言葉を足してもいいのかもしれませんが、白か黒かにはならず複雑です。どうしましょうか。少し足した方がいいでしょうか。子供たちの母語の育成を言い始めると長くなってしまおうかと思って量を抑えたところがあります。

CEFRの方は、母語は習得している子供たちにその国の言語、あるいは社会のマジョリティーの子供たちへの外国語教育を行う上での指標となっています。それを書いてもいいのかもしれませんが。

○石井主査

ありがとうございます。少なくとも年齢等の対象をきちんと説明する文章は確保した方がいいと思います。ほかによろしいでしょうか。事務局から、どうぞ。

○増田日本語教育調査官

眞嶋委員、石井主査がおっしゃったように使い方に対して慎重を要することに加えて、なぜ留意が必要なのかというところがもう少し書かれるように試みたいと思います。ありがとうございました。

○石井主査

井上委員、どうぞ。

○井上委員

69ページですが、下から2番目の丸でその2行目。「特に非漢字圏学習者の場合、発音や意味の面で母語の干渉を受けやすく誤用が生じやすい」と書いてあります。この部分、前回の私の発言を反映したものであるならば、私が申し上げたのは非漢字圏学習者の場合ではなく、漢字圏学習者の場合です。例えば中国語を使っている学習者であれば、中国語の漢字の発音や意味に引きずられてしまうということを申し上げたので、ここは漢字圏学習者としていただければと思います。

2点目ですが、68ページ、基礎漢字についての表です。この表についても意見を申し上げたのですが、下半分に基礎漢字の一覧表が出ていて、その上に「熟達した言語使用者」と「自立した言語使用者」に対する生活・留学・就労における漢字がそれぞれ考えられるというような意味で表が作られていると思います。

一見した限り、この表が基礎漢字を示しているだけではなくて、「自立した言語使用者」とか「熟達した言語使用者」に対する漢字の指標も示しているものと理解できます。そうだとすると、この「生活・留学・就労」と書かれていても、何なのだろうと思うのではないかと思います。したがって、生活の部分であれば、例えばこういう場面で使われる漢字をそれぞれの現場において考えるべきであるとか、何か少し言葉を足さないと、この上半分の部分が何なのかが分かりにくいと思います。

それから右端の白い空白になっているところは恐らく海外を含むということだと思っております、この辺の意味合いも説明があると親切なのではないかと思います。

3点目、些末なことなのですが。この報告書全体にわたってA1からC2までのレベル分けが色分けされているのですが、C2のレベルが濃い紫色の地に黒で書かれていると字が読めません。コピーをすると、字が潰れてしまって読めないのです、例えばC2は白抜きにするようにすれば見やすくいいのではないかと思います。

○石井主査

ありがとうございます。戸田委員。

○戸田委員

井上委員と同じところ、69ページの下から二つ目の加筆されたところに関しては、漢字圏の学習者であると私も思いました。同時に、ここに「特に漢字圏学習者の場合」と書くのであれば、やはり非漢字圏の学習者が漢字そのものの特性に非常に慣れるのに時間が掛かるというような言も付け加えていただけたらと思います。

それから同じページの上から二つ目です。ここの上から丸四つは「漢字の指導の際」と「漢字の学習においては」という項目になっておりますので、二つ目のところも読みやすくするために、「漢字指導の際には」を加えてよいのではないかと思います。

また、井上委員と全く同じで68ページについては、漢字の上の「生活・留学・就労」にも何

らかの補足事項や例がある方が、このようにつながり、漢字、漢字語彙が広がっていくということが分かるのではないかと思います。

そして、67ページの下から二つ目の丸。①から⑤の中の③、これは先回もあったものではありますが、上位100から200という数に幅があるのと、それから4番の「同類型の漢字は200位圏外からでも追加する」というところが、例えば地域で漢字を指導している方々にとっては幅が大きいのかもしれないということも感じております。

○石井主査

ありがとうございます。いろいろ御提案などを言っていただきましたが、いかがでしょうか。眞嶋委員、お願いします。

○眞嶋委員

今の68ページの表について、私も何度も見ながらすっきりしなかったのですが、この表は上のBレベル、Cレベルの部分を「生活・留学・就労」などの分野として、縦の左端は全体的な尺度のレベル分けですね。「基礎段階の言語使用者」のところに、その基礎漢字の上にご書いてくださっている黄色い部分、これは学習者のニーズに合わせるということだと思うのですが、この黄色い部分から、その上の「自立した使用者」「熟達した使用者」全員に伸びていくことが分かるようにすれば表が意味をなすのではないかと思います。

レベルについては「自立した言語使用者」、「熟達した言語使用者」、B1以上は深入りしませんが、基本としては学習者のニーズに合わせるということだと思うので、それを選定すれば良いと思います。この黄色に赤字で書かれた部分が、もっと縦に延びるイメージにはどうかと思いました。

○石井主査

毛受委員、お願いします。

○毛受委員

67ページの上から丸の3番目に「基礎漢字の目安は、日本社会側が外国人等に配慮した情報伝達を行う際の参考とすることができる」とあります。これは、外国人の方が日本の漢字を学ぶための段階ということもありますが、基礎漢字が、日本社会側が自分たちに一種の足かせをして、漢字数を減らして外国人とコミュニケーションを図れるよう歩み寄っていく、日本社会に対してそういう考え方を求めるものという意味でもとても重要だと思っています。

お伺いしたい点としては、今後「やさしい日本語」の動きとこの基礎漢字がどうつながってくるのかということです。「やさしい日本語」でも、基礎漢字は重要な要素になってくるのか、関係しないのか。

それから、この基礎漢字を日本の社会の中で広げていこうとすると、例えば文化庁で発信している情報も、基礎漢字に絞った形で発信しようとする、どれだけやれるのか、そのような試みをしてきた上で、なかなか通じるということであれば広がっていくと思います。せっかく作った以上、そういう実験的なことも検討されるといいのではないかと思います。御提案です。

○石井主査

いろいろな御意見が頂けましたが、事務局、いかがでしょう。頂いた御意見を踏まえて、短期間に修正が出来るものと考えてよろしいですか。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。68ページの表については、御指摘のとおりに修正させていただきたいと思います。

69ページの「漢字を含む文字の扱いについて」の基礎漢字の図についても、御指摘を踏まえて改善してまいります。

大きな御質問をくださった毛受委員の御質問と御提案ですが、この基礎漢字は日本に生活する方たちだけを対象にしたものではなく、国内外、海外で学ぶ方も対象としております。よって、日本社会側が外国人等に配慮した情報伝達に関して、行政が定住外国人の方に対して情報発信をする際にこれを意識するという意図したものです。

ただ、日本語教育推進法の基本方針にも、地域で暮らす外国人に自立した言語使用者として生活していくための日本語学習環境を整備するとありますので、基礎漢字だけではなく生活分野における自立した言語使用者に至るまでの、読んで意味が分かる漢字を国としても開発・検討を行っていく必要があります、その土台になるものがこの基礎漢字であると考えております。

目指す方向は同じだと思っておりますが、今、一足飛びに基礎漢字イコール「やさしい日本語」に使える漢字とはなかなかならないのではないかと考えております。ただ、その方向に向かっていけたらという気持ちは持っております、どこまでの漢字で行政の情報が伝達できるのか、ルビを振ったりすることがどのぐらいの負担で出来るのか今後検証を重ねていかなければいけないと思います。これは、次年度以降の検討課題の中に含まれるものと考えております。ありがとうございます。

○石井主査

ありがとうございます。村田委員、お願いします。

○村田委員

事務局から基礎漢字について国内外の教育現場を対象とするというお話がありましたが、海外は教育の現場によっていろいろ漢字の扱いなども異なりますし、結構センシティブな問題だろうと思いますので、どういう背景やプロセスでこれらの漢字が選ばれたのかといった情報も併せて伝わるような形で発信していただければと思います。

海外の方がこういう情報にアクセスできることは非常に良いと思うのですが、68ページのこの表だけが独り歩きすることにならないような御配慮を頂ければありがたいです。

○石井主査

出し方の工夫ですね。よろしくお願いします。根岸委員、お願いします。

○根岸委員

次の70ページです。三つ目の丸で赤くなっているところです。これを見て、ああ「打ち言葉」というのだなと面白かったのですが、この部分の元の黒い字の方を見ると、「テキストの仲介」と入っています。しかし、追記した赤い字の部分が先に来てしまうと、このオンラインのコミュニケーション話かと思って読んでしまいます。「オンラインでのやり取り」というところまではいいのですが、「『テキストの仲介』など」という部分がここに入ると、分かりにくくなってしまいます。

CEFR 2020のコンパニオンボリュームを確認したところ、Mediating a textにも幾つかあって、そのうちの一つ二つは打ち言葉の話と絡むと思うのですが、もっといろいろなものを含んでいます。赤字の部分が先に来てると、ここはオンラインコミュニケーションの話なのかと

思ってしまう、「テキストの仲介」は必ずしもオンラインコミュニケーションの話ではないところもあるので、分かりにくくなっていて整理が必要だと思いました。

○石井主査

御指摘ありがとうございます。事務局、よろしく申し上げます。ほかにお気付きの部分がありましたらお願いします。松岡委員。

○松岡委員

67ページです。先ほど村田委員からの御指摘もあったように、丸の四つ目にヨーロッパの話が唐突に入っているのですが、この出し方ですと、だからどうしたというように、読む方としては戸惑ってしまうと思います。海外の漢字学習については、それぞれの国の考え方を尊重すべきですので、そういうことが分かるよう、もしかしたら欄外に移した方がいいのかもしれないし、特に海外の教育機関の学習の指針としてはこれを強制するものではないという書き方をした方がいいのではないかというのが一点目です。

それから、最後の「基礎漢字に加え、漢字学習の考え方についても示すこととする」はなぜここに入っているのか唐突な感じがします。既に4)に出ているわけですから、あえてここに出す必要はないのではないかと思います。

○石井主査

ありがとうございます。今のことについて何か補足とか御意見がおありでしたら、よろしいでしょうか。川口委員、お願いします。

○川口委員

67ページの丸の三つ目ですが、こちらは行政向けの文章のことを想定したものなののでしょうか。このままでは行政からの情報伝達まで想定しているとは読めないと思います。この選定に当たっての順番については、直された方がいいのではないかと思います。

それから68ページですが、前回の審議で、「就労」の上の余白の点々のところは「その他のCan do」と入れるという議論があったように記憶しております。生活、留学、就労、その他いろいろあるということが分かる表に直すとしていたと思いますので、追加で発言をさせていただきました。

○石井主査

事務局、いかがでしょう。

○増田日本語教育調査官

御指摘を踏まえて修正したいと思います。ありがとうございます。

○石井主査

いろいろな角度から具体的な修正などの御意見を頂き、報告をより深く様々な角度から検討し新たに見えてきたものがありました。これらを踏まえて再度修正を図り、より良い形にしていきたいと思います。

では3章に移ります。日本語能力の評価についてです。こちらは今年3月に取りまとめました二次報告から内容は変更していないということですが、この3章に関して御意見がありましたらお出してください。

よろしいでしょうか。では次に行きます。次は4章の参考資料です。こちらについて加えるべき資料などがありましたら、御意見をお願いいたします。

よろしければ、次に参ります。大部な報告になっていましたので、お目通しいただくことだけでも時間を要する大変な作業だったかと思えます。今後も修正を要することがありましたら、メール等で事務局まで御意見をお寄せいただきたいと思います。

修正された報告案は委員の皆様を確認いただいた後、国語分科会への最終報告案につきまして、主査に御一任いただければと思えますが、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

次に「日本語教育の参照枠」の活用についての議事に移ります。事務局から「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの検討状況の報告をお願いいたします。

○松井日本語教育専門職

事務局から、配布資料3、4、5につきましてまとめて説明いたします。この配布資料3、4、5は、ただいま御検討いただきました「日本語教育の参照枠」を具体的にどのように活用していくかということについての手引きであったり、広報素材であったり、もしくは自己評価の仕組みについての資料となっております。

順番に説明いたします。まず配布資料3です。こちらは「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引き(案)」となっております、ただいまワーキンググループで審議を進めているものでございます。これは日本語を教える側、ボランティアさんを含みます日本語教師の方々、もしくは日本語教育をコーディネートする立場の方々を主な対象として、「日本語教育の参照枠」を使ったカリキュラムの編成をどう考えていったらいいのかということ、事例を基になるべく分かりやすく示すというものです。

日本語教師の方々が「参照枠」を使って具体的に授業をどのようにやっていったらいいのか、そもそもコースをどのように作っていったらいいのかということについて、1章から順番に説明をしております。「はじめに」でそのような趣旨を説明します。

第1章に関しましては、ただいま御審議いただいております「日本語教育の参照枠」の本体についての復習というか簡単な説明なのですが、同じことを同じように書いても分かりにくいので、一問一答式のQ&Aで示していくことで、12個の質問を準備してそれぞれ答えていきます。読まれる方は順番に読んでいただいてもいいですし、自分が気になるところから読んでいただいてもいいという感じで、12個の質問と、コラムを四つ準備しておりますが、こういうところから「日本語教育の参照枠」の理解を深めていただく内容になっています。更に深く知りたいという場合はこの本冊の方に戻っていただくような読まれ方を想定しているものです。一問一答型式の質問は取りまとめの背景、理念や日本語能力観、もしくはCan-doとは一体何かということ、それをどのように評価に使うのかということについて説明しております。

コラムとしては児童生徒に対する適用には注意が必要ですよという点、外国語教育におけるCan-doの活用の事例、あとはここも執筆をこれから関係の先生方にはお願いしたいと思っております。やはりCEFRを活用した外国語教育という意味ではCEFR-Jの取組が先進的な事例でございますので、CEFRが学校教育においてはこのようなものに使われているということもコラムとして示して、CEFR-Jの方も参照できる、こういうものがあるということも知っていただきたいと思っております。

特にこの配布資料3のコラム2、こちらのコラムの案は、今回初めて詳しく説明をさせていただいているページです。これは欧州評議会が2016年に示しました「民主的文化のための能力」と仮に訳しておりますが、「Competencies for democratic culture」という文書がありまして、

「民主的文化のための能力に含まれる20の能力」というものを示しております。

これは「日本語教育の参照枠」の77ページの、CEFRで示している全体的な言語熟達度という表があるかと思いますが、この中でも特に①の「一般的能力」と非常に親和性が高い、関連性が深い能力です。

なぜこれを取り上げたかに関しましては、CEFRの方でも一般的能力が非常に重要であるという言及があることと、今回、特にこの手引きはCan doベースでカリキュラムを編成するときに、どのようにそれを作っていくのかというところで事例を示しています。特に、Can doは言語能力評価、あと言語目標の設定等々には非常に有効ではあると思うのですが、一方、Can doのみでは言語教育を行う際に育成すべき能力の対象となる範囲が狭められてしまうのではないかとということで、この20の能力というものも示してはどうかと考えたためです。言語教育ではこのような能力も視野に収めて進めていくことが大事ではないでしょうかという例として、この図を示していけたらと思っております。

同時に、この20の能力は「価値」「態度」「技能」「知識と批判的理解」というグループになっているのですが、文化庁が示しております「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」でも、教師に求められる資質・能力を知識・技能・態度の三つの領域に整理して、日本語教師に求められる資質・能力を示しています。

学習者にしろ、教師にしろ、知識、技能に加えて態度も非常に重要だということは文化庁の「人材養成の在り方について」は示しており、言語教育において求められる能力・資質をこのように整理していくのは世界的な流れである中で、この「民主的文化のための20の能力」と人材育成の能力を併せて示し、言語教育で育成していく力をなるべく広範に捉えていく必要があるのではないかとことをコラムとしてここで取り上げたいと考えているところです。

第2章からはそれぞれ生活、留学、就労について具体的な事例を示して、このような経緯でこのような事例、Can doベースのカリキュラムを作りましたというところを示していきたいと思っております。ただ、この事例は「日本語教育の参照枠」を基にして作ったものではございません。もちろんまだ「参照枠」は取りまとめをしておりますので、Can doベースのカリキュラム編成としては「参照枠」よりも先行している事例になるかとは思いますが、Can doベースでカリキュラムを作るにはどうしたらいいかというのをなるべく分かりやすく示していけたということで、審議を進めているところです。

続きまして配布資料4です。配布資料4は「『日本語教育の参照枠』の広報素材について」というもので、これは「対象と目的」に書いてありますとおり、日本語教師、コーディネーター、学習支援者、あるいは行政関係者など、日本語教育に関わる日本語教育関係者を対象として、この「参照枠」の理念や日本語能力についての指標などの内容を分かりやすく説明する広報素材を作ってはどうかと考えておるところです。具体的にはA4で見開き4ページ程度のパンフレットを広報素材として作っていくことを想定しております。内容に関しては言語教育観の三つの柱、全体的な尺度、あとは相互の歩み寄りによるコミュニケーションが重要であるという意見を小委員会でも頂いておりますので、この配布資料4の2枚目の逆三角形の図にあるCan doの例なども示しながら、なるべくシンプルなものを作っていきたいと考えております。

配布資料5は「『日本語教育の参照枠』の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールについて」です。これは簡単に説明しますと、日本語学習者がスマートフォンなどで簡易に自分の日本語能力について自己評価が出来るようなツールの開発を想定しております。初級レベルから日本語を勉強する方が自分の日本語能力を測れるように、Can doは14言語に翻訳した「日本語教育の参照枠」で示されている493のCan doで現状、日本語でどんなことが出来るかを自分で把握できるようなものを作ろうと考えております。

使用するCan doについては、昨年度行われましたCan doに関する量的検証の中で、

118項目が難易度について安定的な結果が出たという代表項目がございます。日本語教育で使いやすいのではないかとされるこの118項目のCandoを使って自己評価が出来るようなものを作りたいと考えております。

評価方法の案に関しましてはこの資料の下半分になっていますが、これは今後専門家を交えて検討が必要ではありますが、五つの質問の中で幾つ「できる」が出来たら、次のレベルに上がるという仕組みにして、現在想定しているところでは全員の方がA1から上がっていったらどうかと考えております。上のレベルの方に関してはB1から出来る仕掛け等々も工夫が必要かとは思っておりますが、これは現在検討中です。

配布資料3、4、5の説明は以上でございます。

○石井主査

「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの御検討の状況を伺いましたが、非常に厚い活動をしてくださっていると思います。

ワーキンググループの眞嶋先生、松岡先生、島田先生から何か補足あるいはコメントなどありましたら頂きたいと思います。その前に、神吉委員、どうぞ。

○神吉委員

コラム2のCDCの能力は非常にいいと思って、お話を伺っていました。ただ、突然出てきた印象を受けるので、これをどう位置付けるのかということをご丁寧に説明しないと、読み手が付いてこられないのではないかと懸念します。その辺りについて、今後の進め方について考えていらっしゃる事があれば教えていただきたいと思いました。

○石井主査

どなたに伺えばいいでしょうか。では、座長の眞嶋委員、お願いします。

○眞嶋委員

神吉委員の御指摘は重要だと思うのですが、これはワーキングでも説明について詰めきれておりません。実は先日、CDCを推奨していらっしゃるマイケル・バイラム先生の講演会に参加したのですが、いきなりこれを出すのではなく、「日本語教育の参照枠」の77ページの図を出しながら、言語運用能力とは、こういうコミュニケーションの能力あるいは言語の知識だけを追求するのではなく、一般的な能力が必要であり重要だということ。そして背景を説明した方がいいと個人的には思っているところです。これもこれからワーキンググループで詰めていくものだと思います。

○石井主査

ありがとうございます。松岡委員。

○松岡委員

神吉委員が御指摘になったことは私もワーキングで言いました。気持ちはよく分かるのですが、この「参照枠」の手引きの中にこれを入れるのは唐突感があり、要注意ではないかと思います。

今のコラムの書き方は、日本語教師に向けになってしまっているので、言語教育としてこれがどうなのかということについては書きぶりを変えた方がいいと思います。今のままだと養成、人材育成の方に持っていった方が良く内容になっているので、言語教育としてどう考えたらいいか、つまり、何のために言葉を勉強するかということを強調して書けばいいのではないかと思います。

ます。

もう一点ですが、7番です。質問形式で説明するとのことですが、私が周りの人間からよく聞かれるのが、CEFRと「日本語教育の参照枠」はどう違うのかということです。結局同じなのではないかという問いを受けますので、その辺りについて(1)の「どうして」のところ、もしくは(7)の「Can doとは何ですか？」など、その質問に答えられる部分があった方がいいだろうと考えています。

○石井主査

井上委員、お願いします。

○井上委員

第2章で実践事例が3例出ています。これはかなりしっかりしたカリキュラムの事例として紹介されているので、参考にはなるのですが、これから初めて「日本語教育の参照枠」を活用する人やCan doを作っていく人にとっては、ハードルが高いという印象を持つと思います。先ほどの議論でもありましたが、この「日本語教育の参照枠」は必ずしも使わなくてはいけないものでもないで、参考にしてこういうカリキュラムを作りました、一部分こういう活用の仕方できますよ、というように、もう少しハードルの低い事例も紹介されるとより普及していけるのではないかと思います。

○石井主査

根岸委員、どうぞ。

○根岸委員

配布資料5「「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールについて」ですが、これは面白いツールだと思いますが、これを実際に運用するとたくさんのデータが集まると思います。それを基にしてもう一度検証するような計画はおありでしょうか。

○松井日本語教育専門職

事務局からお答えいたします。ワーキンググループでも同様の御指摘を頂いております。これはいわゆるCEFRのCan doですので、この学習者の自己評価データを研究に使えるような許諾説明をアプリの初めに付けておいて、日本語教育においてどれぐらいの有効性があるかというところの基礎研究に活用できるような仕組みも同時にワーキンググループでは検討しているところです。

○根岸委員

分かりました。そうするといいなと思いますが、その時に誰がデータにアクセス権を持つのか。オープンソースにして誰でも分析したい人は出来るようにするのか、そうでないとなれば誰がアクセスできるようにするのか検討してはどうかと思いました。

○石井主査

ほかに、よろしいですか。それでは、「日本語教育の参照枠」の広報素材に関して御意見はありますか。南田委員。

○南田委員

配布資料3の手引は専門的な方が見て、配布資料4の広報素材は一般的な方の目に触れるものという理解です。その点でいいますと、「日本語教育の参照枠」がただでさえ一般的ではない中で、これがどのように活用されるのかが見えると、より広く身近に感じられるのではないかと思います。例えば学習者の自己評価に使えるのもです、日本語教室でカリキュラムを考えるときにも参照できますよ、などあると思います。

対象として企業関係者は入っていないようですが、企業関係者もこういうものがあるということを知っておくのは重要だと審議会でも意見があったと思います。もう少し身近に感じられるような具体的な活用例も示していただけると、より分かりやすいのではないかと思います。項目として活用例を入れていただくといいのではないのでしょうか。

○石井主査

ありがとうございます。一つのアイデアですね。神吉委員。

○神吉委員

この資料の活用を考えたときに、この事例をどのように見せるかというのは重要なポイントだと思います。先ほどのCDCの目標等々、そもそもの「日本語教育の参照枠」の社会的存在といった観点から学習者を捉えるという基本的な考え方を理解していただくのが一番重要なポイントだと思っています。

この活用事例が、方法を伝えるようになってしまうと本質からずれると思うのです。つまり、どのC a n d oを引っ張ってきて日本語がどうなればいいのかというのも、重要な点ではあるのですが、その先にその人が社会とどういう関わりをしていくようになったのか、その人のライフがどのように変わったのかという視点が重要だというのが、我々が伝えようとしていることだと思うのです。そういう観点をこの事例の中に盛り込む必要があるのではないかと思います。

日本語が出来て、コミュニケーションが出来るようになりましたというのは事実としてあると思いますが、それでどうなったのかという部分が、この成果、効果に記載できたらと思います。留学の事例の「運用した結果、効果」のところには、そういった観点が若干ですが盛り込まれていると思います。こういったことを生活や就労にも意識して入れていくことにより、メッセージ性を持たせた手引にすることが必要ではないのでしょうか。

○石井主査

ありがとうございます。具体的なものというのが目指せるといいですね。

○戸田委員

神吉委員の御意見に関連するのですが、広報素材についても、配布資料4の「3ページ目」が私たちが伝えたいことだと思うので、もっと上に持ってきた方がいいと思います。C a n d oの記述が独り歩きしないよう、まず、日本語教育の参照枠における三つの言語教育観を示し、意義を伝えることが大事だと思っています。

○石井主査

ありがとうございます。続きまして配布資料5「日本語能力の自己評価ツールについて」御意見等いかがでしょうか。

○川口委員

一つ質問です。この自己評価ツールについてはとても期待しているのですが、完成の目途はい

つ頃になるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○松井日本語教育専門職

完成については、今年度中に基礎的なものをお示しして、来年度少しずつ使用して、改善をしていけたらと考えているところです。

○石井主査

村田委員、お願いします。

○村田委員

私もこのアプリは大変面白いものだと思います。細かな質問で恐縮なのですが、例えば、アプリを開いたときに、A1の「聞く」の場合、Candoが五つ出てくるとのことだと思うのですが、これは開くたびに違うCandoが出てくるのか、毎回同じCandoが出てくるのか、その辺りはどうなのでしょう。

○松井日本語教育専門職

理想的には、難易度が付いているCandoをランダムに示して、同じ方が何回評価しても違うCandoで安定的に結果が出るというのが理想的なのです。しかし、昨年度の量的検証の代表項目の数が少ないこと、言語活動ごとのCandoの下のレベル、上のレベルによってはCandoそのものが少ない、項目の数自体が例えばC2ですと二つしかない、三つしかない、「書く」のA1は三つしかない、二つしかないということがございますので、理想的にはランダムに示していけるといいとは思っておりますが、現実的にはやはり幾つかの固定のCandoを選んで、自己評価者の方は前と同じもので前と比べて出来るようになったかというようなことで評価する形になるであろうということは想定しているところです。

ただ、ここも専門家の先生の助言・指導等を頂き、できるだけ良いものを作っていこうと考えております。

○石井主査

浜田委員、どうぞ。

○浜田副主査

細かいところですが、最初の「対象及び目的」の3行目に「レベルに合った適切な学習教材の提示をしたりする」ということで、とても有効な手段だと思うのですが、具体的にどのようなシステムを考えておられるか教えてください。

○松井日本語教育専門職

こちらに関しては、この自己評価はレベルごとではなくて、言語活動ごとに評価していくことになります。それぞれにいろいろなレベルごとに教材は適切なものがあれば、そちらのリソースのURLにリンクで飛ぶようなもの、例えば文化庁でいえば「つながるひろがる にほんごでのくらし」等のレベル等にリンクが飛ぶ、あるいはA2であれば国際交流基金の「いろどり」の方に飛べるだとか、今あるリソースを適切に活用いただける誘導が出来たらということは考えているところです。それぞれリソースを提供している主体の方々等のお考えもありますので、ここは相談の上、進めていきたいと思っております。

○石井主査

御質問など、よろしいでしょうか。

それでは、ここまでいろいろ頂いた御意見を踏まえて、ワーキンググループにおいて引き続き修正・検討をお願いすることになります。よろしくお願いいたします。

広報リーフレットやアプリについては、今後も都度進捗を報告していきたいと思っております。

「日本語教育の参照枠」も併せて、まだ修正意見及びコメントがありましたら、1週間以内をめどにして事務局までお寄せいただけたらと思っております。

それでは議事のその他としまして、令和4年度文化庁の日本語教育に関する概算要求について御説明があります。参考資料3を御覧ください。事務局、御説明をお願いいたします。

○堀国語課長補佐

国語課長補佐の堀でございます。参考資料3「令和4年度『国語・日本語教育』概算要求の概要」に基づき、来年度の予算要求について御説明をさせていただきます。

生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進ということで、これは今年度予算ということで9億8、900万という形で予算を活用させていただいております。来年度に関しましてはこのうちの幾つかを拡充し、新規事業としまして二つということで約12億8000万という形で、約3億程度拡充予算という形で要求をさせていただいております。

あと、この下の「このほか」というところがございますが、日本語教育機関に関する継続支援事業ということで、これは正に入国制限等によって要は影響を受けている日本語学校であるとか日本語教育機関といったところに関して何らかの形で継続支援をすることを、今回、事項要求とさせていただいております。事項要求としましては、要はまだコロナの関係でその被害といましようか影響度に関しましては、今、動いておりますので、これに関しましては今後、場合によっては補正予算を含めて、9月、10月、11月、12月の間にきちっと予算を整理させていただきながら確定していく形で考えているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。これは先ほど申し上げた日本語教育の推進のパッケージということで示しております。柱は大きく分けて二つございます。一つが日本語教育の全国展開です。これはつまり地域の日本語教育を、つまり生活者のための外国人の教育をどう進めていくのかというところの柱でございます。もう一つの二つ目の柱は日本語教育の質の向上ということで、調査研究であるとか、それこそ日本語教師であるとか、そういった機関を含めた質の向上に関する施策でございます。

①のものでございますが、三つございます。一つが令和元年の日本語教育推進法に基づきまして、自治体、都道府県、政令都市をはじめとする市区町村の日本語教育を推進していくことの補助事業でございます。この事業はちょうど今年が3年目でございますが、ようやく少しずつ都道府県とか市区町村をはじめとする自治体の方々の御協力を頂きながら、少しずつ日本語教育の環境、体制作りが形成されてきております。来年に関しましても、さらなる拡充に向けて要求をしております。

②でございますが、これは空白地域の解消と。文化庁としては、日本語教室がない自治体、なおかつ在留外国人の方が多い、全国平均に比してその割合が多いところに関しましては空白地域という形で定義しまして、そういったところを解消していきます。これは委託事業ということで、日本語教室であるとか、そういった体制をどう形作っていくのかということに関して、アドバイザーであるとか、そういった方を現地に派遣するというスタートアップ的な事業を行っております。これに関しましてもさらなる拡充ということで要求をしております。

また、この事業に関しては「つながるひろがる にほんごでのくらし」ということで、文化庁がインターネットを活用した、外国人が自主学習できる教材をやっております。これに関しまし

でも今14か国語ございますが、このコンテンツを更に拡充していきます。また、令和4年度は、正に本日、先生方におまとめいただいております「参照枠」のエッセンスも投入しながら充実を図っていくということで考えております。

③でございますが、これは従前から行っておりました、どちらかといいますと日本語教育はNPO法人とか公益法人、大学等の皆様方がこれまでずっと長くやっていただいております、正にこういった経験値を積まれた方々に対して、今後の日本語教育の、例えば自治体さんがやるのに際して今後課題となっていくであろうそういう取組を、ある意味先進的な取組ということでモデル事業をやっていただきながら、それを場合によっては横展開を図っていきます。

ただ、この事業は一応予算上は減っております。これはいわゆる標準的なカリキュラムということでこれまでやっていただいておりますが、これに関しましては①の補助事業の方にフィードバックしているということで、残りの正に例えば広域的な活動であるとか、そういうような先進的な取組にとがった形で進めていこうという形でやっているものでございます。

2番でございます。これは先ほどの日本語教室の質の向上ということでございますが、まず一番大きな柱のうちの一つは日本語教育の人材養成、現職者研修カリキュラムの開発・活用でございます。これは平成31年度の報告の改定版をきちっと踏まえた形でのカリキュラムを作っていきますよということと、これによって出来た研修プログラムの実施ということでございます。この事業も令和2年度から特に研修プログラムをやっておりまして、来年度に関しましても特に就労の部分であるとか地域日本語教育の人材に関する部分を分厚くやっていこうということで、拡充を図っております。

②の調査研究に関しましては、毎年文化庁が実態調査を昭和42年以降やっておりますが、この定点観測を引き続きやりながら、また「日本語教育の参照枠」の検証をはじめとする様々な調査研究をきちっとやっていくものでございます。

③でございます。これは正に日本語教師、公認日本語教師の国家資格。先般協力者会議等でおまとめいただきました、類型化を含めて今正に関係省庁と粛々と作業を進めておりますが、これに関する次期通常国会を踏まえたことを前提に、来年度、場合によっては政省令であるとか、又は特に国家資格に関しましては試験プログラムと。正にそういった準備経費ということで要求をさせていただいているものでございます。

④でございます。これは正に今、先ほど先生方でおまとめいただきました「日本語教育の参照枠」でございます。ただ、これに関しましても今年度策定と手引きということで今後入っていきますが、ただ、今後これをきちっと活用していただくというところで、正にカリキュラムであるとか、教材、評価方法であるとか、又は研修も含めて、こういった教育モデル開発を、きちっと文化庁としましていろいろな関係者の皆様方の協力を得てしっかりと形を作り、それを皆様方にお見せしていくと。モデル展開していくという事業でございます。

⑤でございますが、これは基盤的取組の充実ということで、これはポータルサイトのNEWSであるとか日本語教育大会といった事業に関する予算でございます。

このほか、我が方としては難民に対する日本語教育もやっております。

今申し上げた内容が2ページ以降、それぞれ個々の事業のポンチ絵がございますが、こういった形で作り上げていく形で考えているところでございます。以上です。

○石井主査

ありがとうございます。

ただいまの御説明について何か質問等がありましたらお出しください。大木委員、どうぞ。

○大木委員

御説明を拝聴し資料も拝見して、ここ数年、日本語教育の関連予算は増加傾向にあり、政府全体が厳しい財政事情にある中で際立った分野であると受け止めています。

過去5年ほど委員として予算推移を拝見してきた中で、今年度の特徴としては、事業ごとにアウトプット、アウトカム、インパクトが資料に記載されました。これは私が知る限り、初めてではないかと思えます。

特に8ページ、「日本語教育の参照枠」の取り扱いです。この5、100万円という要求額の多寡については、過去との比較が出来ないので何とも申し上げかねますが、本日も議論した「参照枠」の活用によってどういった視界が開けるのかという点については、アウトカムやインパクトの記載により、一定の見通しを示していると思えます。

実際にこの予算が措置されて、具体的施策が講じられた後には、内閣官房の行政事業レビューで定量的な評価も受けると思えます。今回の報告書の内容と事業の効果の兼ね合いについては、私も注目していきたいと思えます。

いずれにしても丁寧に御説明いただきまして、事情がよく分かりました。ありがとうございます。

○石井主査

ありがとうございます。神吉委員。

○神吉委員

1ページの「背景・課題」の最初のパラグラフの最後ですが、「今後も在留外国人や日本語学習者数は拡大する見込み」ということですが、在留外国人の増加によって日本語学習者も増えるという根拠はどこにあるのでしょうか。

というのは、文化庁が毎年やっている調査で日本語学習者数を出しています。確かに割合としても数としても微増していますが、近年だと在留外国人の中のおおむね9%ぐらいです。それが日本語学習者数で、残りの90%ぐらい以上は日本語学習者の数には入っていないわけです。この90%の人たちが何をしているのかが全く分からない状況にあると思えます。この90%の人たちの状況を把握しないと包括的な日本語教育政策を考えることにはならないと思うのですが、その点についてのデータを集め、政府全体で進めているエビデンスベースの政策、EBPMにつなげることについて国語課としてどのようにお考えか、教えていただければと思います。

○堀国語課長補佐

お答えします。今、神吉委員がおっしゃったように、確かに具体的に9割ほどの在留外国人の方が日本語学習者ではない状況についてどうなのかというところのエビデンスはございません。外国人の方で日本語学習を行う方は例えば来日間もない方や、留学生、又は外国人労働者の方々なのではないかと思えます。

我々としては、今後、新たな制度を形作っていく上で質の向上については、日本語教師や日本語教育機関といった部分の質の向上を図り、見える化していきます。こういった新たな制度を踏まえた形で、日本語学習がしやすい環境を整備していきます。あと一方で、先ほど申し上げた令和元年度以降の地域の日本語教育がこれまでなかなか制度の中に位置付けられてこなかったところもございましたので、特に地方自治体の皆様方に日本語教室といった環境整備を着実に進めていただいているところです。

恐らく日本語教育の環境を整備することで日本語学習者数は増えていくのではないかと思います。そういった形の環境を作っていきたいという趣旨で、今回の当課の予算の拡充の哲学といい

ますか考えの下、要求をさせていただいています。

ただ、具体的なエビデンスは今後いろいろな実態調査を踏まえて、我々としても出来る限り把握しながら、数値を持った形で説明できる形で施策を作っていきたいと思っておりますので、引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

○石井主査

神吉委員、よろしいですか。

○神吉委員

はい、納得してはしていませんが、よいです。よろしくお願いいたします。

○石井主査

予定の時間となりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきたいと思っております。事務局より連絡事項等ありましたら、お願いします。

○増田日本語教育調査官

今後のスケジュールについて御連絡いたします。参考資料1に本年度後半、10月以降の審議スケジュールを掲載しております。本日の審議を踏まえ、「日本語教育の参照枠」報告案を国語分科会に10月12日火曜日に御報告いただく予定です。また、次回の日本語教育小委員会は12月16日木曜日10時から予定しております。その他ワーキンググループの日程も記載しております、また御注目いただければと思います。委員の先生方におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、御出席くださいますよう、お願いいたします。

○石井主査

これで108回日本語教育小委員会を閉会といたします。円滑な審議に御協力いただき、ありがとうございました。